

独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程

	平成15年10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	21号	
改正	平成15年10月31日		独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	54号	
改正	平成16年	3月31日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	61号	
改正	平成17年	1月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	82号
改正	平成17年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	83号
改正	平成17年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	103号	
改正	平成18年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	111号
改正	平成19年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	128号
改正	平成19年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	139号	
改正	平成20年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	141号
改正	平成21年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	169号
改正	平成21年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	193号	
改正	平成22年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	209号	
改正	平成23年	1月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	213号
改正	平成24年	3月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	228号
改正	平成24年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	231号
改正	平成25年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	264号
改正	平成26年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	276号
改正	平成26年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	286号	
改正	平成27年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	303号
改正	平成27年11月	5日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	323号	
改正	平成28年	2月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	334号
改正	平成28年	3月17日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	344号	
改正	平成28年	6月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	360号
改正	平成28年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	363号	
改正	平成29年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	373号
改正	平成30年	1月10日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	380号	
改正	平成30年	3月31日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	384号	
改正	平成31年	1月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	391号
改正	令和元年	12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	404号
改正	令和4年	12月7日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	484号	
改正	令和5年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	491号
改正	令和5年	12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	510号
改正	令和7年	1月29日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	539号	

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会の常時勤務に服することを要する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 常時勤務に服することを要しない職員の給与については、別に定める。

(給与の種類)

第 2 条 常時勤務に服することを要する職員（以下「職員」という。）の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、本給及び扶養手当とする。

(2) 諸手当は、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜手当、管理職員特別勤務手当、制作・演出手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(本給)

第 3 条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第 4 条 俸給表は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職俸給表 (別表第 1)

(2) 舞台技術職俸給表 (別表第 2)

2 一般職俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 3、級別標準職務表に定める。その級別の資格基準は、別に定めるところによるものとする。

(初任給)

第 5 条 新たに採用する者の初任給の基準は次のとおりとする。

(1) 一般職俸給表適用者で、就業規程第 4 条第 2 項の試験を経た採用者

大学卒業者	1 級 2 1 号俸
短期大学卒業者	1 級 9 号俸
高等学校卒業者	1 級 1 号俸

(2) 一般職俸給表適用者で、その他の採用者

大学卒業者	1 級 1 7 号俸
短期大学卒業者	1 級 9 号俸
高等学校卒業者	1 級 1 号俸

(3) 舞台技術職俸給表適用者

大学卒業者	17号俸
短期大学卒業者	9号俸
高等学校卒業者	1号俸

- 2 学校卒業後1年以上の経験年数を有する者（前項に掲げる学歴資格をこえる資格を有する者を含む。）の初任給は、前項に定める基準のほか、その者の職歴及び経験等を勘案して、別に定めるところにより決定する。

（俸給表の異動）

第6条 俸給表の適用を異にして異動した職員の異動後の本給は、原則として異動後の職務に従前から従事しているものとみなし、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して決定する。

（昇格）

第7条 一般職俸給表の適用を受ける職員を昇任させる場合におけるその者の号俸、及び舞台技術職俸給表の適用を受ける職員を昇格させる場合におけるその者の号俸は、別に定める。

- 2 前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において2年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし、理事長が職務の特殊性により特に昇格させる必要があると認める場合には、この限りでない。
- 3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前2項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸）とする。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ個別に理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（降格）

第7条の2 降格とは、職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。

- 2 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。
- 3 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 前二項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。

（昇給）

第8条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務が職員給与規程第13条第1項第1号に該当するものにあつては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（舞台技術職俸給表の適用を受ける職員にあっては57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務が職員給与規程第13条第1項第1号に該当するものにあつては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 当該昇給実施年度の4月1日において、60歳を超える職員は昇給しない。

（特別の場合の昇給）

第9条 理事長が特にその必要を認めた職員については、前条第1項、第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、その現に受ける号俸より4号俸以上上位の号俸に昇給させることができる。

（昇給日）

第10条 第8条に規定する昇給の日は、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「7級職員」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- （1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （3） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （5） 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族（7級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、すみやかに別に定める扶養親族届により届け出なければならない。

- （1） 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（7級職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- （2） 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶

養親族たる要件を欠くに至った場合及び7級職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族（7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、7級職員以外の職員から7級職員となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある7級職員が7級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある6級職員が6級職員及び7級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員以外のものが7級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員以外のものが6級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 審議役、部長、副部長、副部長職、プログラムディレクター、主席芸能調査役、課長、監査室長、監事室長、芸能調査役及び主任専門員
 - (2) 課に置かれる室の室長、課長補佐、監査室及び監事室の室長補佐、チーフプログラムオフィサー、プログラムオフィサー、芸能調査員並びに専門員（いずれも４級である者に限る。）
- 2 管理職手当の月額、別表第５の職名欄に掲げる区分に応じ、同表の支給額欄に定める額とする。
- 3 第１項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第３２条第１項の場合及び業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第２項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 4 第１項に規定する職を、月の初日以外の日に命ぜられた場合又は月の末日以外の日に免ぜられた場合（退職を含む。）におけるその月の管理職手当の支給については、第３４条第５項の規定を準用する。
- 5 第２３条の規定は、第１項第１号の職員には適用しない。
- （地域手当）

第１４条 地域手当は、別表第４に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給及び管理職手当の月額の合計額に、別表第４の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別表第４に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き６箇月を超えて在職していた場合その他理事長が当該場合との権衡上必要があると認める場合）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から２年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による地域手当。以下、この項において「基準額」という。）を支給する。ただし、当該異動の日から１年に達した日から２年を経過する日までの期間にあっては基準額の１００分の８０を支給する。

（住居手当）

第１５条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第２号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- (2) 第２２条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（第３項に規定する日本芸術文化振興会の職員宿舎、国家公務員宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

（１） 前項第１号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から１６，０００円を控除した額

イ 月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

（２） 前項第２号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 次に掲げる職員には、前２項の規定にかかわらず住居手当は支給しない。ただし、第１項第２号に該当する場合を除く。

（１） 日本芸術文化振興会の職員宿舎に入居している職員

（２） 国家公務員宿舎等に入居している職員

（３） 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

第１６条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、別に定めるところに従い、住居の実情をすみやかに届け出なければならない。

（１） 新たに前条第１項に規定する要件を具備するに至った場合

（２） 住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合

第１７条 住居手当の支給は、職員が新たに第１５条第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、事実の生じた日から１５日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第１８条 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に、次に掲げる職員に支給する。

（１） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道２キロメートル未満であるものおよび第

3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものおよび次号に該当する職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下、「1箇月あたりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月あたりの合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。
- (1) 自動車等の使用距離（以下この項において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- (2) 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- (3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- (4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- (5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- (6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- (7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- (8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- (9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- (10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- (11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- (12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- (13) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- 4 第1項第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、第2項に定める額（1箇月あたりの運賃相当額）及び前号に定める額の合計額（その合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月

数を乗じて得た額)。

- 5 事務所を異にする異動により、通勤の事情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条第3項第1号及び第2号を準用する。
- 6 前項の規定は、国家公務員、地方公務員又は公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。)であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 7 この条及び第20条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までのそれぞれの期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

第19条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、別に定めるところに従い、通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第1項に規定する要件を具備するに至った場合
- (2) 住所もしくは居所、通勤経路又は通勤方法を変更した場合
- (3) 通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

第20条 通勤手当は、職員に新たに第18条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合には、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から別に定めるところによりその支給を開始し、その者に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合には、別に定めるところにより支給額を改定する。

- 2 新たに通勤手当の支給を開始し、又はその支給額を増額して改定する場合において、その届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、前項の規定にかかわらず、その届け出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から別に定めるところにより支給を開始し、又は次の支給単位期間からその支給額を改定する。
- 3 通勤手当を支給されている職員が第18条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合(職員の離職、死亡等別に定める事由を含む。)には、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考

慮して別に定める額を返納させるものとする。

第21条 第18条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときの通勤手当については、別に定める。

(単身赴任手当)

第22条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

3 国家公務員、地方公務員又は公庫等職員であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

5 前4項に規定する別に定める事項は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

(時間外勤務手当)

第23条 休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員又は休日において勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125

(2) 休日における勤務 100分の135 (休日において勤務することを命ぜられた職員が、休日の振替を行った場合を除く。)

(深夜手当)

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に

は、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を深夜手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員で同条第5項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規程第30条第1項又は同規程第31条第1項に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 前2項に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

(制作・演出手当)

第27条 制作・演出手当は、自主公演の企画制作、上演台本の作成、演出計画の策定及び演出並びに制作に関する渉外事務に従事する職員で、理事長が指名するものに支給する。

2 制作・演出手当の額は、前項に規定する職員の受ける本給月額に100分の12を乗じて得た額とする。

3 第1項に規定する職員が、月の初日から末日にいたるまでの勤務を要する日の2分の1以上を外国出張した場合又は勤務しなかった場合は、その月の制作・演出手当の半額を支給する。ただし、勤務を要する日の全日数にわたって外国出張した場合又は勤務しなかった場合は、その月の制作・演出手当は支給しない。

4 第1項に規定する職を、月の初日以外の日に命ぜられた場合又は第1項に規定する職から他の職へ月の末日以外の日に異動した場合若しくは免ぜられた場合(退職・死亡を含む。)におけるその月の制作・演出手当の支給については、第34条第5項の規定を準用する。

5 第23条及び第24条の規定は、第1項の適用を受ける職員には適用しない。

(宿日直手当)

第27条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円(勤務時間が20時間以上の宿直勤務にあつては6,600円、勤務時間が5時間未満の勤務にあつては2,200円)を支給する。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び第30条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の

例に準じ、別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第32条第6項の適用を受ける職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（次表1に定める職員にあっては、本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表2に定める職員にあっては、その額に、本給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）を基礎として一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める支給割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表3に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

（1） 職制上の段階、職務の級等を考慮する職員

職 員 の 区 分	加 算 率
審議役、部長、副部長、副部長職、プログラムディレクター（6級）及び主席芸能調査役	100分の20
課長、監査室長、監事室長、プログラムディレクター（5級）、芸能調査役及び主任専門員	100分の15
課に置かれる室の室長、課長補佐、監査室及び監事室の室長補佐、チーフプログラムオフィサー、プログラムオフィサー、芸能調査員並びに専門員（いずれも4級である者に限る。）	100分の10
課に置かれる室の室長、課長補佐、監査室及び監事室の室長補佐、チーフプログラムオフィサー、プログラムオフィサー、芸能調査員、専門員、係長及び専門職員（いずれも3級である者に限る。）並びに舞台技術職俸給表の適用を受ける係長及び専門職員	100分の5

（2） 管理又は監督の地位にある職員

職 務 の 区 分	割 増 率
審議役、部長、副部長、副部長職、プログラムディレクター（6級）及び主席芸能調査役	100分の23以内
課長、監査室長、監事室長、プログラムディレクター（5級）、芸能調査役及び主任専門員	100分の14以内

（3） 在職期間別支給割合

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

- 3 前項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期

間において、次の各号に掲げる者が、引き続き職員となった場合に、それらの者として在職していた機関における期末手当に関する規程に基づき、当該機関がその者に期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

- (1) 国家公務員
- (2) 地方公務員
- (3) 公庫等職員

4 職員が基準日前1箇月以内に退職し、引き続き一般職給与法の適用を受ける者、地方公務員又は公庫等職員となった場合に、それらの者として在職していた機関における期末手当に関する規程に基づき、職員としての在職期間を当該機関の在職期間に通算する場合は、第1項後段の規定にかかわらず、期末手当を支給しない。

5 前2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の例に準じ別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において職員が受けるべき本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第28条第2項表1に定める職員にあつては、本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項表2に定める職員にあつては、その額に、本給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）を基礎として一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 第28条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

4 前3項に定めるもののほか勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定める。

(事務員の給与の特例)

第31条 事務員の本給は、第8条第2項の規定にかかわらず、1級89号俸を超えることはできない。

2 事務員には、第9条の規定は適用しない。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。

2 職員が業務によらないで負傷し、又は病気にかかったため休職にされたときは、その期間が満1年

（結核性の病気については満2年）に達するまでは、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより、休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 前3項に規定する事由以外の事由によって休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 5 休職にされた職員には、前4項に定める給与を除き、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項の期間内で第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

（育児休業者等の給与）

第33条 育児休業者等の給与については、別に定める。

（給与の支給）

第34条 職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給定日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- （1） 17日が日曜日に当たるとき その前々日
- （2） 17日が土曜日に当たるとき その前日
- （3） 17日が休日に当たるとき その翌日

- 2 職員の給与は、前項の支給定日において、当月分の基本給、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、制作・演出手当及び単身赴任手当並びに前月分の時間外勤務手当、深夜手当、管理職員特別勤務手当及び宿日直手当を支給する。
- 3 新たに職員となった者には、その日から本給及び地域手当を支給し、昇給等により本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給及び地域手当を支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日まで本給及び地域手当を支給し、死亡したときは、死亡した日の属する月の本給及び地域手当の全額を支給する。
- 5 前2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給及び地域手当額は、その月の現日数から日本芸術文化振興会就業規程第30条第1項第1号の規定に基づく休日又は第31条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休日（ただし、第30条第1項第1号に相当する休日に限る。）を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算（以下「日割計算」という。）した額とする。
- 6 給与の支払いは、給与簿を基にして行なうものとする。

（本給支給の特例）

第35条 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、傷病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるために本給及び地域手当の支給を請求した場合には、その月の給与の支給定日前であっても、請求の日までの本給及び地域手当を日割計算によりその際支給す

る。

(本給の半減)

第36条 業務によらない傷病に係る療養のための病気有給休暇により勤務しない者に対する給与については、当該病気有給休暇の開始の日から起算して90日に限り、その基本給、地域手当及び住居手当の全額を支給し、当該病気有給休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気有給休暇に係る日につき、扶養手当及び住居手当は全額を、本給及び地域手当は、それぞれの月額合計額から本給及び本給に対する地域手当の月額の合計額の2分の1を差し引いて支給する。

(給与の減額)

第37条 職員が欠勤した場合の給与は、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(介護休暇取得者の給与)

第38条 介護休暇取得者の給与については、別に定める。

(端数計算)

第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額、第23条及び第24条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は深夜手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第40条 この規程に基づく給与を決定する場合において、その給与の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補則)

第41条 この規程の実施については、別に定めるもののほかは、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(独立行政法人移行にともなう経過措置)

2 独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成14年法律第163号）附則第4条の規定により独立行政法人日本芸術文化振興会の職員となった者の第28条及び30条に規定する在職期間には、その者の特殊法人日本芸術文化振興会職員としての在職期間を含むものとする。

3 この規程において公庫等とあるのは、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する法人及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第2項第4号に規定する法人とする。

4 削除

- 5 平成18年4月1日（次項において「切替日」という。）において、事務補佐員のうち1級89号俸を超えている者については、第31条の規定にかかわらず、平成18年4月1日に現に受けていた号俸から昇給しない。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（一般職俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

（1） 独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第193号）附則第2項に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

（2） 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 7 前項の規定による本給を支給される職員に関する第27条第2項の規定については、第27条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第6項の規定による本給の額との合計額」とする。

- 8 第13条の規定による管理職手当の月額が平成19年3月31日に受けていた管理職手当の月（平成21年12月1日において附則第6項各号に掲げる職員である者にあつては、当該管理職手当の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額。以下この項において「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当として支給する。なお、昇任等により管理職手当の額に変更があった場合には、当該管理職手当のみを支給する。

（1） 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の100

（2） 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の75

（3） 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の50

（平成19年1月2日から平成21年1月1日までの間の読替）

- 9 職員を第8条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則（以下この附則において「職員給与規程実施細則」という。）表3に定める職員昇給号俸数表に定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつてはE、職員給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける職員にあつてはD又はEに決定された職員は、昇給しない。

10～12 削除

(国立劇場再整備本部長等の管理職手当)

13 国立劇場再整備本部の設置等に関する規程第2条に規定する職員(他の職にある者が兼務する場合を含む。)の管理職手当は、第13条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を超えない範囲の中で理事長が別に定めることができる。

- (1) 本部長 月額130,000円
- (2) 副本部長 月額110,000円

附 則(平成15年10月31日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第54号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成15年11月5日から施行する。ただし、第14条及び第18条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する期末勤勉手当(以下、この項において「期末手当等」という。)の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程(以下、この項において「職員給与規程」という。)第28条及び第30条並びにこの規程による改正後の職員給与規程に係る改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則第57条、第58条及び附則第2項の規定により算定される期末手当等の額(以下、この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下、この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき基本給、管理職手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、及び単身赴任手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他理事長が別に定める期間で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当等の額に100分の1.07を乗じて得た額
(特別都市手当に関する経過措置)

3 第14条の規定の施行の際現に受けている改正前の第14条の規定の適用を受けている職員の改正後の特別都市手当を受ける期間等については、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じ別に定める。

附 則(平成16年3月31日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第61号)

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第82号)

(統括部長の本給の決定)

1 独立行政法人日本芸術文化振興会組織規程附則第1項に規定する統括部長の本給月額、給与規程

別表第1に定める一般職給与表の1等級の範囲の中で理事長が別に定める。

(施行時期)

- 2 この附則は平成17年1月1日から施行し、平成18年3月31日をもってその効力を失う。

附 則 (平成17年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程83号)

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第103号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成17年12月に支給する期末勤勉手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程(以下この項において「職員給与規程」という。)第28条及び第30条並びにこの規程による改正後の職員給与規程に係る改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則第57条及び第58条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき基本給、管理職手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成17年6月に支給されたき期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(級及び号俸の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職俸給表及び舞台職俸給表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級及び号俸の決定については、別に定める。
(平成19年3月31日までの読み替え)
- 3 別表第4の支給割合の適用については、平成19年3月31日までの間は、「100分の12」を「100分の7」と、「100分の9」を「100分の5」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(平成20年3月31日までの読み替え)
- 2 別表第4の支給割合の適用については、平成20年3月31日までの間は、「100分の12」を「100分の8」と、「100分の9」を「100分の6」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）並びに附則第3項の規定は、平成19年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。
(平成20年3月31日までの読み替え)
- 3 別表第4の支給割合の適用については、平成20年3月31日までの間は、「100分の12」を「100分の8.5」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(平成21年3月31日までの読み替え)
- 2 別表第4の支給割合の適用については、平成21年3月31日までの間は、「100分の12」を「100分の10」と、「100分の9」を「100分の7」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(読み替え)
- 2 平成15年10月1日附則第5項に規定する「事務補佐員」については、「事務員」と読み替えるものとする。
(平成22年3月31日までの読み替え)
- 3 別表第4の支給割合の適用については、平成22年3月31日までの間は、「100分の12」を「100分の11」と、「100分の9」を「100分の8」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年12月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第193号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下この附則において「職員給与規程」という。）第28条及びこの規程による改正後の職員給与規程に係る改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則（以下この項において「職員給与規程実施細則」という。）第57条及び独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則の一部を改正する細則（独立行政法人日本芸術文化振興会細則第78号）附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである者からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号 俸
一般職俸給表	1 級	1号俸から44号俸まで
	2 級	1号俸から6号俸まで
舞台技術職俸給表	—	1号俸から40号俸まで

- (2) 平成21年6月において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年12月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第209号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下この附則において「職員給与規程」という。）第28条及びこの規程による改正後の職員給与規程に係る改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則（以下この附則において「職員給与

規程実施細則」という。)第57条及び独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則の一部を改正する細則(独立行政法人日本芸術文化振興会細則第84号)附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(改正後の職員給与規程附則第10項の規程が施行されていたとした場合においても同項の規程の適用を受けず、かつ、同附則第6項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1号俸から74号俸まで
	2 級	1号俸から43号俸まで
	3 級	1号俸から30号俸まで
	4 級	1号俸から21号俸まで
	5 級	1号俸から9号俸まで
舞台技術職俸給表	—	1号俸から84号俸まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第10項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の一部を改正する規程(独立行政法人日本芸術文化振興会規程第209号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年1月1日までの読替え)

- 4 平成23年4月1日において43歳以上である職員(他の職員との均衡を考慮して別に定める職員を除く。)を職員給与規程第8条第1項の規定により昇給させる場合の号俸数は、当該職員の勤

務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この項において「昇給区分」という。）に応じて職員給与規程実施細則別表３に定める職員昇給号俸数表に定める号俸数に相当する数から１を減じて得た額に相当する号俸数とする。この場合において、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるものにあつてはＥ、職員給与規程第８条第３項の規定の適用を受ける職員にあつてはＤ又はＥに決定された職員は、昇給しない。

附 則（平成２３年１月１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第２１３号）
この規程は、平成２３年１月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第２２８号）
（施行期日）

１ この規程は、平成２４年３月１日から施行する。

（平成２４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２ 平成２４年６月に支給する期末手当の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第２８条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１） 平成２３年４月１日（同月２日から平成２４年３月１日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（職員給与規程附則第６項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第２２条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額に、１１（平成２３年４月から平成２４年２月までの間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、１１から当該期間を考慮して別に定める数を減じた数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号 俸
一般職俸給表	１ 級	１号俸から８２号俸まで
	２ 級	１号俸から５９号俸まで
	３ 級	１号俸から４８号俸まで
	４ 級	１号俸から３５号俸まで
	５ 級	１号俸から１２号俸まで
	６ 級	１号俸から３号俸まで
舞台技術職俸給表	—	１号俸から９８号俸まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則 (平成24年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第231号)
(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成24年4月1日においてこの規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)附則第6項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員(以下「除外職員」という。))である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の職員給与規程第8条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日においてこの規程による改正後の職員給与規程附則第6項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日においてこの規程による改正後の職員給与規程附則第6項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

附 則 (平成25年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第264号)
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第276号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成２６年１２月１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第２８６号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成２６年１２月１日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成２７年４月１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第３０３号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（給与の内払）

- 2 この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（俸給表の切替えに伴う経過措置）

- 3 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成３０年３月３１日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（一般職俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を本給として支給する。

（単身赴任手当に関する特例）

- 4 平成３０年３月３１日までの間における改正後の給与規程第２２条第２項の規定の適用については、同項中「３０，０００円」とあるのは、「３０，０００円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

附 則（平成２７年１１月５日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第３２３号）
この規程は、平成２７年１１月５日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年２月１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第３３４号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成２８年２月１日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化

振興会職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- ２ この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（地域手当に関する特例）

- ３ 平成２８年３月３１日までの間における改正後の給与規程別表第４の支給割合の適用については、同表中「１００分の１４」とあるのは、「１００分の１２．５」と、「１００分の１０」とあるのは、「１００分の９．５」とする。

附 則（平成２８年３月１７日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第３４４号）

この規程は、平成２８年３月１７日から施行し、平成２８年３月１日から適用する。

附 則（平成２８年６月１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第３６０号）

この規程は、平成２８年６月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第３６３号）

（施行期日等）

- １ この規程は、平成２８年１２月１日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- ２ この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成２９年４月１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第３７３号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

（令和２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

第２条 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下この附則において「改正後の給与規程」という。）

第１１条第１項ただし書及び第１２条第３項第３号から第６号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第１１条第３項及び第１２条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき６，５００円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるもの（以下「６級職員」という。）にあつては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養

親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき１０，０００円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき８，０００円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については９，０００円）」と、同条第１項中「扶養親族（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの（以下「７級職員」という。）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、７級職員から７級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第１号中「場合（７級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「（２）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び７級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「（２）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

（３）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（４）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」と、同条第２項中「扶養親族（７級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、７級職員から７級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が７級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは

「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、７級職員以外の職員から７級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が７級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがあ

る職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一般職表級表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（7級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び7級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7級職員以外の職員から7級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が6級」とあるのは「が6级以上」と、「6級職員」とあるのは「6级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（7級職

員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(7級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び7級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、7級職員から7級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7級職員以外の職員から7級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(7級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「6級職員が6級職員及び7級職員」とあるのは「6级以上職員が6级以上職員」と、同項第6号中「6級職員及び7級職員」とあるのは「6级以上職員」と、「が6級職員」とあるのは「が6级以上職員」とする。

附 則(平成30年1月10日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第380号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年1月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成30年3月31日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第384号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程第8条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」

という。) その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成31年1月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第391号)
(施行期日等)

1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程 (以下「改正後の給与規程」という。) の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年12月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第404号)
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定 (独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程 (以下「給与規程」という。) 附則第13項の改正規定を除く) による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程 (以下「改正後の給与規程」という。) の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による給与規程附則第13項の改正規定は、令和元年10月7日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日 (以下この項において「一部施行日」という。) の前日において同条の規定による改正前の給与規程第15条により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後において引き続き当該住居手当に係る住宅 (貸間を含む。) を借り受け、家賃 (使用料を含む。以下この項において同じ。) を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与規程第15条にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額 (当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。) から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

1 第2条の規定による改正後の給与規程第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

2 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与規程第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第4条 独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の一部を改正する規程(平成29年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第373号)の一部を次のように改正する。

附則第2条の見出し及び同条第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則(令和4年12月7日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第484号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年12月7日から施行する。

2 この規程(独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程(以下「給与規程」という。))第13条第1項第2号及び第28条第2項第1号の改正規定を除く)による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 この規程による給与規程第13条第1項第2号及び第28条第2項第1号の改正規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和5年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第491号)

(施行期日等)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程第13条第5項の規定は、令和4年1月1日から適用する。

附 則(令和5年12月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第510号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年1月29日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第539号）
（施行期日等）

1 この規程は、令和7年1月29日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下この附則において「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第563号）
（施行期日等）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程第11条の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは、「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは「（5） 重度心身障害者（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中、「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

別表第1(第4条関係)

一般職俸給表

級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	207,800	278,400	305,800	333,700	385,500	416,500	437,000
2	209,500	279,900	307,700	335,200	388,100	419,600	440,100
3	211,300	280,500	309,600	336,800	390,800	422,600	443,200
4	213,000	281,800	311,600	338,400	393,400	425,300	446,400
5	214,700	283,200	313,200	340,200	395,800	428,200	449,300

6	216,500	284,900	314,700	342,200	398,500	430,900	452,500
7	218,200	286,200	316,300	344,200	400,800	433,600	455,700
8	219,700	287,500	318,300	346,000	402,700	436,400	458,800
9	221,400	288,600	319,800	347,900	405,300	439,100	461,800
10	223,200	289,700	321,400	349,600	407,100	441,500	464,700
11	225,000	291,100	322,800	351,400	409,300	443,900	467,700
12	226,400	292,500	323,600	353,400	411,200	446,500	470,700
13	227,500	293,800	325,000	355,400	412,200	449,100	473,400
14	228,100	295,100	326,700	357,200	414,200	451,500	476,200
15	229,700	296,600	328,600	359,100	416,700	454,100	478,900
16	231,000	298,200	330,500	360,800	418,400	456,600	481,700
17	231,500	299,900	332,300	362,400	420,100	458,700	484,200
18	234,700	301,600	334,200	364,000	422,000	461,000	487,000
19	237,700	303,300	336,000	365,400	424,100	463,400	489,600
20	240,300	304,500	337,700	367,400	426,100	465,500	492,200
21	242,100	305,600	339,500	369,200	428,100	467,700	494,700
22	244,500	307,100	341,500	370,700	429,700	469,900	497,100
23	246,700	308,900	343,400	372,200	431,300	472,100	499,500
24	249,200	310,100	345,500	373,600	432,900	474,300	501,900
25	251,700	311,200	347,100	375,100	434,300	476,300	504,100
26	253,400	312,700	348,800	376,400	436,000	478,300	506,100
27	255,800	314,300	350,500	378,100	437,500	480,100	508,200
28	257,900	315,600	352,100	379,400	438,900	482,100	510,400
29	259,300	316,800	353,700	380,700	440,300	483,800	512,400
30	261,300	318,000	355,400	382,300	441,800	485,600	514,000
31	262,900	319,700	356,800	383,800	443,100	487,400	515,600
32	264,500	321,100	358,000	385,400	444,400	489,200	517,000
33	266,000	322,600	359,500	387,000	445,700	490,900	518,500
34	266,900	324,100	361,100	388,500	447,000	492,400	520,000
35	268,600	325,500	362,400	389,800	448,400	493,800	521,500
36	270,200	326,800	363,500	391,000	449,900	495,100	523,000

37	271,000	328,100	364,700	392,500	451,200	496,400	524,400
38	272,800	329,300	366,000	393,800	452,400	497,400	526,000
39	273,400	330,600	367,100	395,100	453,400	498,200	527,400
40	275,000	332,000	368,200	396,400	454,700	499,200	528,800
41	276,200	333,000	369,500	397,500	455,700	500,400	530,000
42	277,400	334,400	370,400	398,700	456,800		531,500
43	278,700	335,200	371,400	400,000	457,700		532,900
44	279,600	336,500	372,200	401,200	458,800		534,400
45	280,500	337,500	373,400	402,300	459,700		535,700
46	281,800	338,500	374,300	403,400	460,700		536,700
47	283,000	339,500	375,400	404,200	461,700		537,700
48	283,800	340,500	376,300	405,400	462,700		538,600
49	284,700	341,700	376,800	406,300	463,500		539,400
50	286,200	342,600	377,600	407,300	464,500		
51	287,000	343,500	378,500	408,300	465,500		
52	287,800	344,500	379,200	409,200	466,500		
53	288,300	345,600	380,000	410,000	467,400		
54	289,700	346,600	381,000	411,000	468,300		
55	291,000	347,600	381,600	412,000	469,200		
56	291,800	348,600	382,400	413,100	470,100		
57	293,000	349,800	383,400	414,000	470,700		
58	293,900	350,800	384,300	414,800	471,700		
59	294,600	351,700	385,100	415,900	472,500		
60	295,900	352,400	385,900	416,800	473,100		
61	296,900	353,200	386,500	417,700	473,600		
62	297,500	354,000	387,500	418,700	474,200		
63	298,700	354,800	388,200	419,600	474,800		
64	299,500	355,700	389,200	420,400	475,300		
65	300,500	356,600	389,800	421,000	475,600		
66	300,900	357,300	390,400	421,800	475,800		

67	301,700	358,100	391,100	422,500	476,200		
68	302,500	359,000	391,700	423,300	476,700		
69	303,200	359,600	392,100	423,800	476,900		
70	304,200	360,300	392,800	424,600			
71	305,100	360,900	393,700	425,400			
72	305,700	361,600	394,600	426,100			
73	306,200	362,000	395,200	426,700			
74	307,100	362,600	396,100	427,500			
75	307,700	363,100	396,800	428,300			
76	308,200	363,700	397,300	429,000			
77	308,900	364,100	397,700	429,500			
78	309,700	364,700	398,600	430,300			
79	310,400	365,100	399,400	430,900			
80	311,300	365,600	400,300	431,400			
81	312,000	365,800	400,800	431,700			
82	312,900	366,300	401,600	432,100			
83	313,400	366,700	402,300	432,300			
84	314,100	367,100	403,100	432,700			
85	315,000	367,500	403,700	432,800			
86	315,800	368,000	404,400	433,300			
87	316,700	368,300	405,100	433,700			
88	317,500	368,800	405,600	433,900			
89	318,000	369,100	406,100	434,100			
90	318,900	369,600	406,700	434,500			
91	319,600	370,000	407,300	434,800			
92	320,400	370,400	407,600	435,200			
93	321,000	370,700	408,000	435,600			
94	321,600	370,900	408,400	435,900			
95	322,400	371,400	408,800	436,400			
96	323,200	371,900	409,500	436,500			

97	324,000	372,400	410,100	436,600			
98		372,900	410,500	436,900			
99		373,400	411,200	437,100			
100		373,900	411,900	437,300			
101		374,300	412,400	437,500			
102		374,800					
103		375,300					
104		375,700					
105		376,100					
106		376,600					
107		377,100					
108		377,600					
109		377,900					
110		378,400					
111		379,000					
112		379,500					
113		380,100					

備考 この表は、舞台技術職俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

舞台技術職俸給表

号俸	本給月額	号俸	本給月額	号俸	本給月額	号俸	本給月額	号俸	本給月額
1	207,800	41	274,100	81	332,600	121	373,600	161	395,000
2	210,600	42	276,400	82	333,500	122	374,300	162	395,400
3	213,100	43	278,600	83	334,900	123	375,200	163	395,800
4	215,700	44	280,700	84	336,200	124	376,000	164	396,100
5	218,100	45	282,600	85	337,200	125	376,800	165	396,200
6	220,400	46	284,300	86	338,300	126	377,200	166	396,600
7	222,900	47	285,800	87	339,400	127	378,000	167	397,000
8	225,200	48	287,200	88	340,600	128	378,500	168	397,100

9	226, 200	49	288, 400	89	341, 900	129	379, 100	169	397, 200
10	227, 400	50	289, 400	90	343, 200	130	379, 900	170	397, 500
11	229, 300	51	290, 400	91	344, 500	131	380, 400	171	397, 800
12	231, 300	52	291, 400	92	345, 800	132	381, 200	172	398, 200
13	232, 400	53	292, 700	93	347, 000	133	381, 600	173	398, 500
14	234, 600	54	294, 000	94	348, 200	134	382, 400	174	398, 900
15	236, 500	55	295, 000	95	349, 400	135	382, 900	175	399, 300
16	238, 800	56	295, 900	96	350, 500	136	383, 500	176	399, 700
17	239, 900	57	297, 300	97	351, 500	137	384, 300	177	399, 900
18	241, 300	58	298, 600	98	352, 500	138	385, 000	178	400, 200
19	243, 400	59	300, 300	99	353, 500	139	385, 600	179	400, 500
20	244, 900	60	302, 000	100	354, 600	140	386, 400	180	400, 900
21	246, 700	61	303, 600	101	355, 700	141	386, 600	181	401, 000
22	248, 600	62	305, 200	102	356, 800	142	387, 200	182	401, 400
23	250, 300	63	306, 700	103	357, 900	143	387, 700	183	401, 700
24	252, 400	64	308, 200	104	358, 900	144	388, 400	184	402, 100
25	253, 500	65	309, 800	105	359, 900	145	388, 500	185	402, 400
26	254, 900	66	311, 400	106	360, 900	146	389, 100	186	402, 700
27	256, 200	67	313, 000	107	361, 900	147	389, 600	187	403, 100
28	257, 600	68	314, 600	108	362, 900	148	390, 300	188	403, 500
29	258, 400	69	316, 200	109	363, 900	149	390, 400	189	403, 800
30	259, 800	70	317, 700	110	364, 800	150	390, 900	190	404, 100
31	260, 900	71	319, 200	111	365, 700	151	391, 300	191	404, 300
32	261, 700	72	320, 700	112	366, 500	152	391, 800	192	404, 700
33	262, 400	73	322, 100	113	367, 400	153	392, 100	193	404, 800
34	263, 300	74	323, 600	114	368, 200	154	392, 600		
35	264, 200	75	324, 800	115	369, 100	155	393, 100		
36	265, 300	76	326, 200	116	369, 900	156	393, 500		
37	266, 600	77	327, 600	117	370, 400	157	393, 700		
38	268, 100	78	328, 900	118	371, 300	158	394, 100		
39	269, 900	79	330, 100	119	372, 000	159	394, 500		

40	271,900	80	331,300	120	372,700	160	394,900		
----	---------	----	---------	-----	---------	-----	---------	--	--

備考 この表は、照明、音響、映像、舞台進行、美術進行、舞台機構及び楽屋管理並びに文楽人形のかしら、かつら、衣裳及び小道具の製作管理等（監督的地位にある者を除く。）に関する業務に従事する職員で理事長が指定する者に適用する。

別表第3（第4条関係）

級別標準職務表

1 7級

- （1） 審議役の職務
- （2） 部長の職務

2 6級

- （1） 副部長及び副部長職の職務
- （2） プログラムディレクターの職務
- （3） 主席芸能調査役の職務

3 5級

- （1） 課長、監査室長、監事室長、プログラムディレクター及び芸能調査役の職務
- （2） 主任専門員の職務

4 4級

- （1） 室長、課長補佐、監査室及び監事室の室長補佐、チーフプログラムオフィサー、プログラムオフィサー並びに芸能調査員の職務
- （2） 高度の専門的知識経験を必要とする職務で前号に準ずると認められる者

5 3級及び2級

- （1） 係長、チーフプログラムオフィサー及びプログラムオフィサーの職務
- （2） 専門的知識経験を必要とする職務で前号に準ずると認められる者

6 1級

- （1） 一般業務を行なう者の職務

別表第4（第14条関係）

地域手当支給地域

支 給 地 域	支 給 割 合
東京都特別区	100分の14
大阪府大阪市	100分の10

別表第5（第13条関係）

管理職手当支給額

職名	支給額
審議役	130,000円
部長	120,000円
副部長及び副部長職	100,000円

プログラムディレクター（６級）及び 主席芸能調査役	９０，０００円
課長、監査室長及び監事室長	８０，０００円
プログラムディレクター（５級）、芸能 調査役及び主任専門員	７０，０００円
課に置かれる室の室長、課長補佐、チ ーフプログラムオフィサー（４級）並 びに監査室及び監事室の室長補佐	３３，０００円
プログラムオフィサー（４級）、芸能調 査員及び専門員	３０，０００円